

# 特記仕様書(畑地かんがい末端散水器材)

## 第1章 総則

### 第1節 一般

- 1 本仕様書は、令和3年度 畑地帯総合整備事業（担手支援）  
通山・坂の上地区 かんがい散水施設材料調達その2に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「宮崎県農政水産部農業土木  
工事共通仕様書(平成30年4月（令和4年4月改訂）宮崎県農政水  
産部）」に準じる。

## 第2章 材料

### 第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、  
これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は、10年以上でなければならない。

### 第2節 品質

- 1 使用材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について承認願いを  
発注者に提出する。  
但し、発注者が特に指示したものについてはこの限りではない。
- 2 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき  
、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものと  
する。

## 第3章 器材規格

### 第1節 散水チューブセット

- 1 散水器（タイプA）
  - ・作動圧 0.1 ～ 0.25Mpa の時、吐出量 1.10 ～ 2.60L/分、散水距離 5.4 ～ 8.0m の器種とする。
  - ・散水チューブの1巻の長さは、各ほ場毎の図面中に示すとおりとする。
- 2 導水ホース
  - ・導水ホースは、設置・収納作業が簡単なフラット型ホースとし、常用  
圧力 0.7Mpa 以上の製品とする。
- 3 取水部
  - ・ストレーナーはディスク式フィルターとし、取付け口径は 50mm と  
する。また、メッシュサイズは、受注後再度発注者と協議の上決定  
する。

なお、納入に先立ち設計図書を照査し、配管の接続が妥当か確認し、相違があれば別途協議する。

## 第4章 散水器材の搬入

### 第1節 運搬

器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗覆装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取り扱いは、慎重に行わなければならない。

また、運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

### 第2節 搬入場所

搬入場所については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、川南町内の指定する場所に搬入するものとする。